

逗子市一般廃棄物処理基本計画（案） 市民説明会意見の内容と担当課の考え方

No.	関連する頁	意見の内容	担当課の考え方	備考
1	P.14表 3.1.4 第3章ごみ処理基本計画 第1節ごみ処理の原状 2人口及び世帯数の推移	ごみ排出量の推移で、2019年で増えている要因は何かを分析し明らかにすべき。2019年でコロナ以前の時期だが、人口は年々減っているにも関わらず、ごみ排出量は増えている。これは出側の慣れの問題ではないかと思うが、現在はさらに新型コロナウイルスの影響で生活様式が変わってきている。これらを踏まえた計画にすべきと考える。	ごみ総排出量は、2019年度は前年比 323 トン増である。その主な要因は、台風 15 号及び 19 号後に植木剪定枝（草葉植木ごみ）が大量に排出されたこと。植木剪定枝は、年間で 322 トンの増であった。 新型コロナウイルスが、ごみ量にどのような影響を与えるかは、まだ明らかではない。5年後の見直し時期には、その影響を踏まえた計画としたいと考えている。	
2	P.38表 3.2.6 第3章ごみ処理基本計画 第2節ごみ処理の評価及び課題 4 県内市町村とのごみ処理統計指標の比較	一人当たりごみ処理費用、何を計算して算出しているのか。費用の範囲はどこまでを入れた計算か。他よりも高い原因を分析してもらいたい。	費用の範囲及びごみ処理費が県平均より高い原因の記述を加えたい。	
3	P.40 第3章ごみ処理基本計画 第3節基本方針及び基本施策 1 ごみ処理の基本理念 P.49～P.51 第4節計画目標	基本方針が4つ、計画目標が3つ、どれがそれぞれ対応しているのかが分かる表が欲しい。	4つの基本方針の下に多数の基本施策があり、更に、市民・事業者・市の役割がある。 計画目標は、ごみ排出に関する目標（減量化目標）、資源化に関する目標（資源化目標）、最終処分に関する目標（処理・処分目標）の3つがある。 基本施策は、減量化目標に関するもの、資源化目標に関するもの、処理・処分目標に関するものには明確に分けられず、全てに関するものや福祉の視点や災害の視点の施策もあるため、対応表の作成は難しいと考えている。	

資料3

4	P.41 第3章ごみ処理基本計画 第3節基本方針及び基本施策 3基本施策	プラごみについてマイバッグなど少ししか触れていないが、マイクロプラスチックに関する記述がないが、必要だと思う。	現在、環境省・経済産業省において「今後のプラスチック資源循環施策のあり方について(案)」に対するパブリックコメントを実施しており、プラスチック資源については国の動向を見て記述を加えたい。	
5	P.42 第3章ごみ処理基本計画 第3節基本方針及び基本施策 3基本施策	高齢者のサポートということで、具体的には各戸にごみを集めにいく戸別収集ということでしょうか。登録すれば各家庭まで取りに行くということか。もう少しわかりやすく書いて欲しい。	「ふれあい収集」の説明の記述を加えたい。	
6	P.49~P.51 第3章ごみ処理基本計画 第4節計画目標 2資源化に関する目標	資源化するとごみは減っていくという表を作っているが、その算定の根拠がない。	資源化量とごみ排出量の関係について、記述を加えたい。	
7	P.53 第3章ごみ処理基本計画 第5節ごみ処理戸別計画 2収集運搬計画	収集と運搬のうち、運搬に関して書かれていない。例えば収集車両をハイブリッド車にするなど、何かしらあってよいのでは。	政府が発表した「温室効果ガスの排出量を2050年度までに実質ゼロにする」方針等を受け、収集車の更新時期には、電気自動車(EV)、ハイブリッド車(HV)、燃料電池車(ECV)を検討するという記述を加えたい。	
8	P.61 第4章生活排水処理基本計画 第1節生活排水処理の原状 2生活排水処	し尿処理について人口の訂正があったが、この計画の中で3種類の人口が登場していて、その定義もない。計画の体裁として如何なものか。整理してもらいたい。	整理の上、定義の記述を加えたい。	

資料 3

	理実績			
9	その他	今あるごみを外部に出したときと、どちらが安いのか。費用対効果の話が一切出てこない。	この計画の計画期間は、2021 年度（令和 3 年度）から 2030 年度（令和 12 年度）である。ごみ処理広域化実施計画で、可燃ごみの外部搬出処理を考えているのは、2035 年度（令和 17 年度）以降であるので、この計画では費用対効果の記述は不要と考えている。	

逗子市災害廃棄物処理計画（案） 市民説明会意見の内容と担当課の考え方

No.	関連する頁	意見の内容	担当課の考え方	備考
1	P.23表 2-4 第2章平時の 備え 3 災害廃棄物 処理業務	一次仮置場と二次仮置場の意味合いをどう考えているか。一次というのは自分の家の近くのことかと思っただが、そうではないということか。	一次仮置場の選定条件は、①市の所有地（迅速な対応）、②原則 3,000 m ² 以上（適正な分別対応）、③小中学校校庭対象外（原状復旧の負担大）、④車両の搬入道路幅員原則 6 m以上としている。 一次仮置場候補地は P.23 表 2-4 であるが、表タイトルを「仮置場候補地」から「一時仮置場候補地」に訂正したい。 二次仮置場は、仮設の中間処理施設を設置する場所と考えており、逗子市内での単独設置は難しいと考えている。	
2	P.23表 2-4 第2章平時の 備え 3 災害廃棄物 処理業務	（仮置場候補地に）池子の森が載っていないがどうなっているか。	迅速な対応が必要なため、一次仮置場の選定条件は、まず市の所有地であることとしているため、選定候補に入っていない。	
3	全体	市民がどうすればよいのかが分からない。市民は現場で何をすればよいのか。市民に分かるように計画内容を改善してもらいたい。	この計画に落とし込むことは難しいので、(仮称) 職員向け初動対応マニュアルや (仮称) 市民向け初動対応マニュアル等で対応したいと考えている。	